

# 製造業における 特定技能外国人材の受入れについて (工業製品製造業分野)

2026年4月

経済産業省

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

## 2. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能1号評価試験の概要
- 特定技能2号評価試験の概要

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- **特定技能制度の概要**
- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

## 2. 製造分野特定技能評価試験について

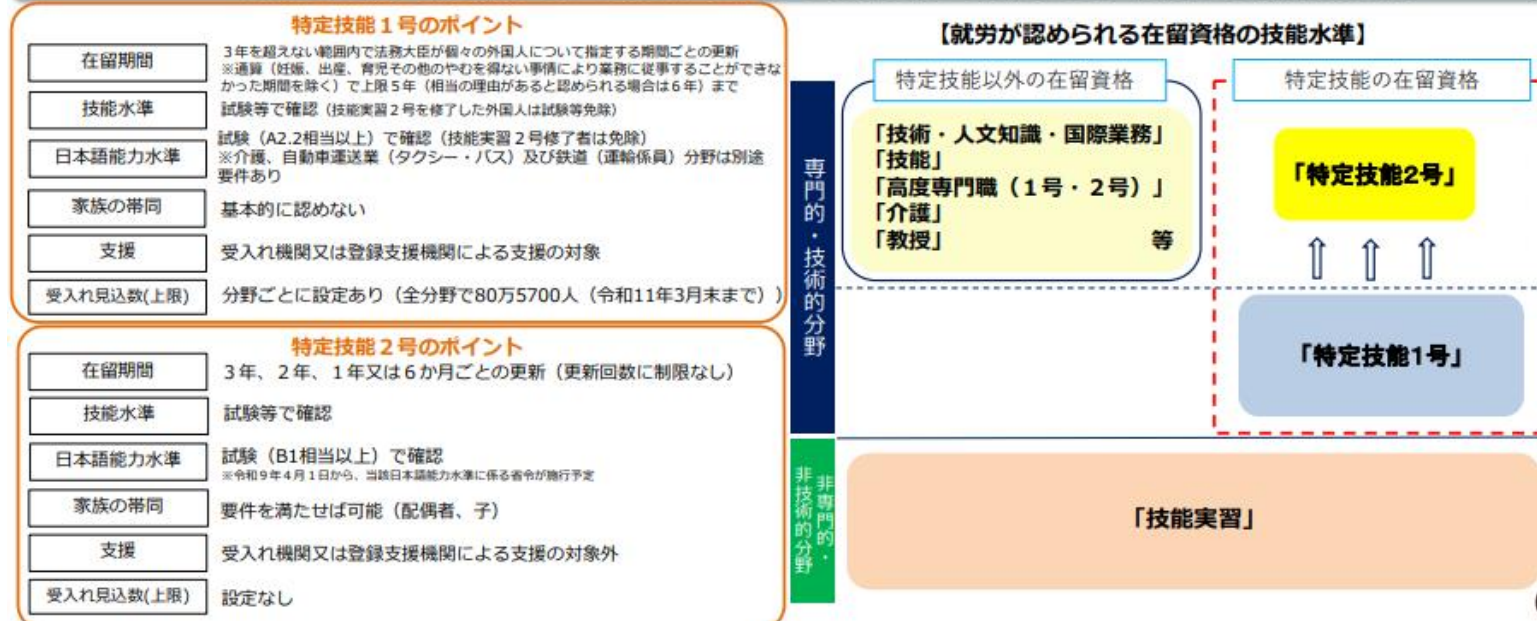
- 特定技能1号評価試験の概要
- 特定技能2号評価試験の概要

# 特定技能制度の趣旨

- 「特定技能」は、人手不足対応として、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる際の在留資格。
- 生産性向上や国内人材確保を行っても、なお人材確保が困難な状況にある産業上の分野が制度対象。

## 制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
  - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：382,341人（令和7年12月末現在、速報値）
  - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：7,955人（令和7年12月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、食料品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（19分野）  
（赤字は特定技能1号・2号でも受け入れ可。黒字は特定技能1号のみで受け入れ可。■字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受け入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）



# 工業製品製造業分野における特定技能外国人の人材像・キャリアイメージ

- **特定技能1号**は、相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事する人材向けの在留資格。
- **特定技能2号**は、自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行する人材向けの在留資格。

## 【10年目～】

複数の熟練した技能を身につけ**熟練工**となり、複数作業員のリーダーとなる。

その後数年かけて作業工程の管理、品質管理、原価管理等を身につけ、いずれは**製造現場のマネジメント層**や工場長として現場を支える存在となる。

### <特定技能2号外国人に求める人材像>

- 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる人材
- 監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる人材（班長、職長イメージ）。

## 【4年目～10年目】

製造業分野における各業務区分内で、技能実習時以外の技能を身につけ、**多能工**となり、経験を積む。

### <特定技能1号外国人に求める人材像>

- 我が国製造企業で就業するべく、相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事できる人材

## 【1年目～5年目】

鋳鉄鋳物鋳造、普通旋盤等、**単能工**として実習。  
（※全92職種169作業）

## 特定技能2号（2023年～）

- ・在留期間上限無し（更新有）
- ・家族の帯同可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限：無

### 特定技能2号評価試験

ビジネスキャリア検定3級  
（技能検定1級合格者は上記両試験免除）  
+ 3年以上の実務経験

## 特定技能1号（2019年～）

- ・在留期間上限5年
- ・家族の帯同不可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限：199,500人  
（2024年4月から2029年3月の5年間）

### 特定技能1号評価試験

+ 日本語能力

## 技能実習（1993年～）

- ・在留期間上限5年
- ・家族の帯同不可・受入れ不可
- ・転籍不可
- 数上限：無 ※開発途上国等に技能を移転する国際貢献の制度

海外

# (参考) 受入れ機関として、特定技能 1 号制度で外国人を受け入れるまでの流れ

- 工業製品製造業分野で 1 号特定技能外国人の受入れ検討開始～就労開始までの流れは、以下のとおり。

## 1 号特定技能外国人受入れの検討開始

一般社団法人工業製品製造技能人材機構 (JAIM) への入会

受け入れる外国人候補の探索

1 号特定技能外国人支援計画の策定

受入れ予定の外国人との特定技能雇用契約の締結

地方出入国在留管理局への在留資格関連の申請

- ・海外から来日する外国人の場合 : 在留資格認定証明書交付申請
- ・日本国内に在留している外国人の場合 : 在留資格変更許可申請

【海外から来日する外国人の場合】在外公館への査証(ビザ)申請

## 1 号特定技能外国人の就労開始

# 受入れ機関の基準例①：特定技能雇用契約関連

- 受入れ機関は、外国人と適切な特定技能雇用契約を結ぶといった各種基準への適合、届出等の義務の履行が必要。

## 受入れ機関に関する基準①



〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

### ■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

# 受入れ機関の基準例②：受入れ機関自体が満たすべき基準

## 受入れ機関に関する基準②

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

### ■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

## 受入れ機関に関する基準③

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

### ■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

- ① 以下のいずれかに該当すること
  - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)
  - イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
  - ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
- ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
- ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
- ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
- ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

# 支援計画の概要①

- **特定技能外国人を受け入れる機関（受入れ機関）**は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための**職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）**を作成し、**当該計画に基づき支援を行う**ことが必要。

## 支援計画の概要①



### ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。  
※特定技能2号については、支援義務がない。

### ■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。  
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

### ■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(12ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

### ■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(13ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

# 支援計画の概要②

- 支援計画には、下記10項目の実施内容・方法等の記載が必要。

## 支援計画の概要②

### ①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



### ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



### ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



### ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



### ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



### ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



### ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



### ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



### ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



### ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



# 受入れ機関の各種届出義務

- 受入れ機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行う義務がある。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については、罰則の対象となる。

## 届出・報告について（受入れ機関・登録支援機関）



### ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 登録支援機関は、支援業務の実施が困難になった場合等には、出入国在留管理庁長官に対し報告を行うこととされている。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

### ■ 随時の届出

【受入れ機関の届出】※違反の場合、指導や罰則の対象

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出

【登録支援機関の届出】※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

### ■ 定期の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出

(受入れ状況: 特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等)

(活動状況: 報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等)

(支援実施状況: 相談内容及び対応結果等)

※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は、受入れ機関と登録支援機関が連名で届出を行う。

【定期届出】

対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況について、翌年4月1日から5月31日までに提出

### ■ 随時の報告【登録支援機関のみ】※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

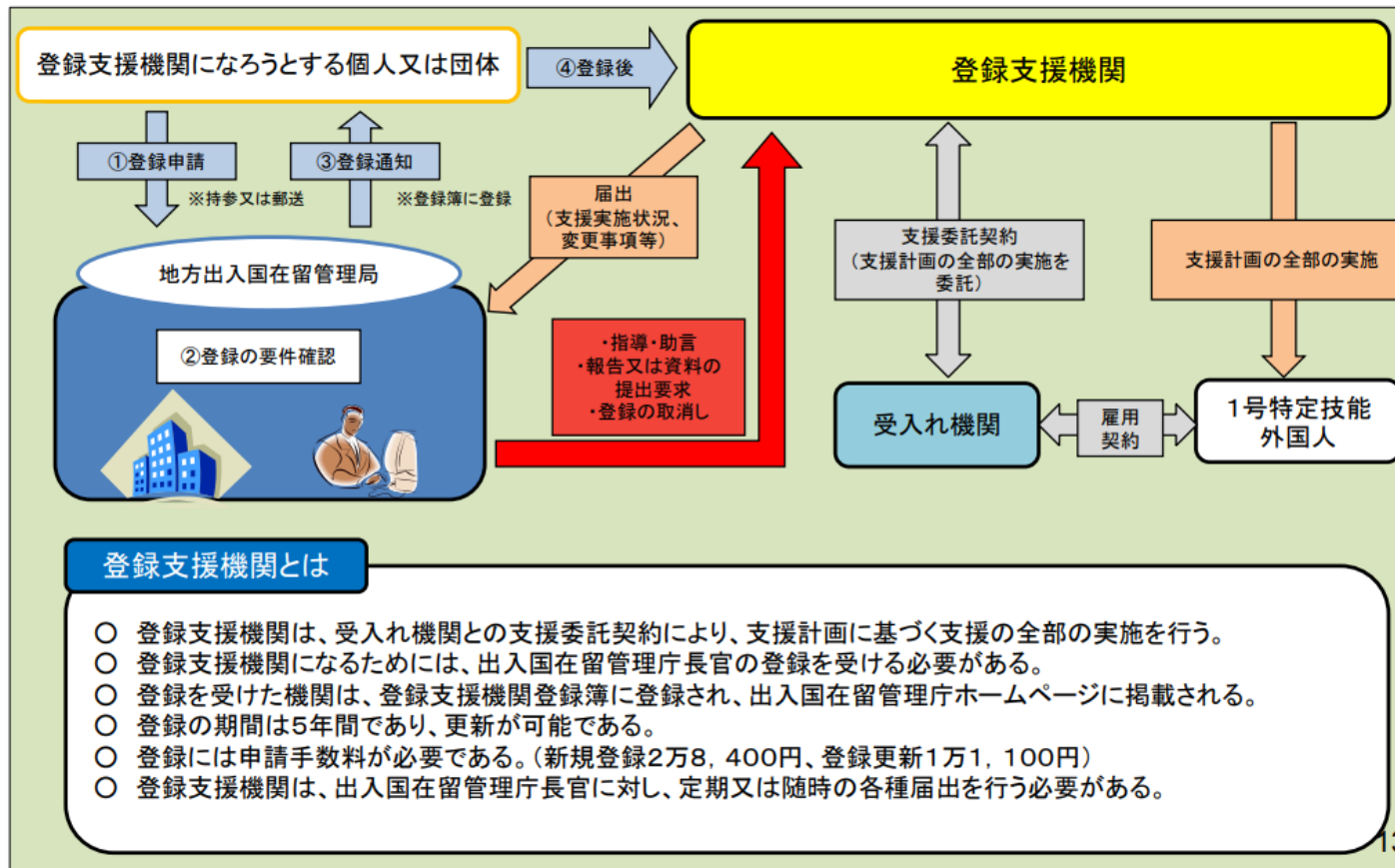
・1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告

(支援計画の実施が困難となったとき、支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合等)

# (参考) 登録支援機関

- 登録支援機関は、契約により受入れ機関から委託を受けて1号特定技能外国人の支援業務を行う者として、出入国在留管理庁長官の登録を受けた者をいう。
- 各種基準への適合、外国人への適切な支援実施等の義務がある。

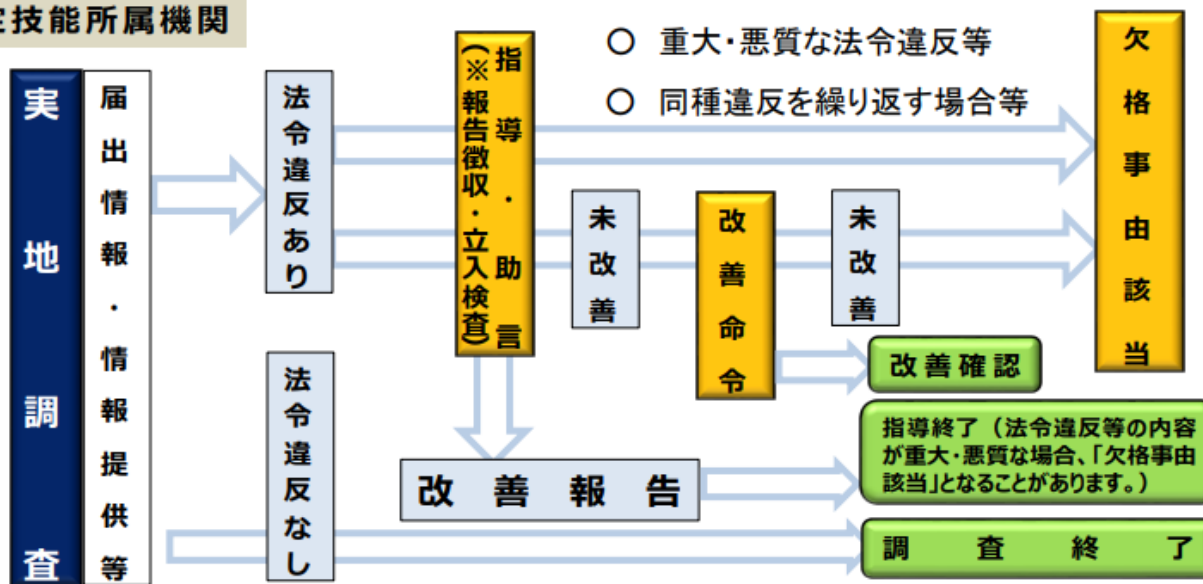
## 登録支援機関とは



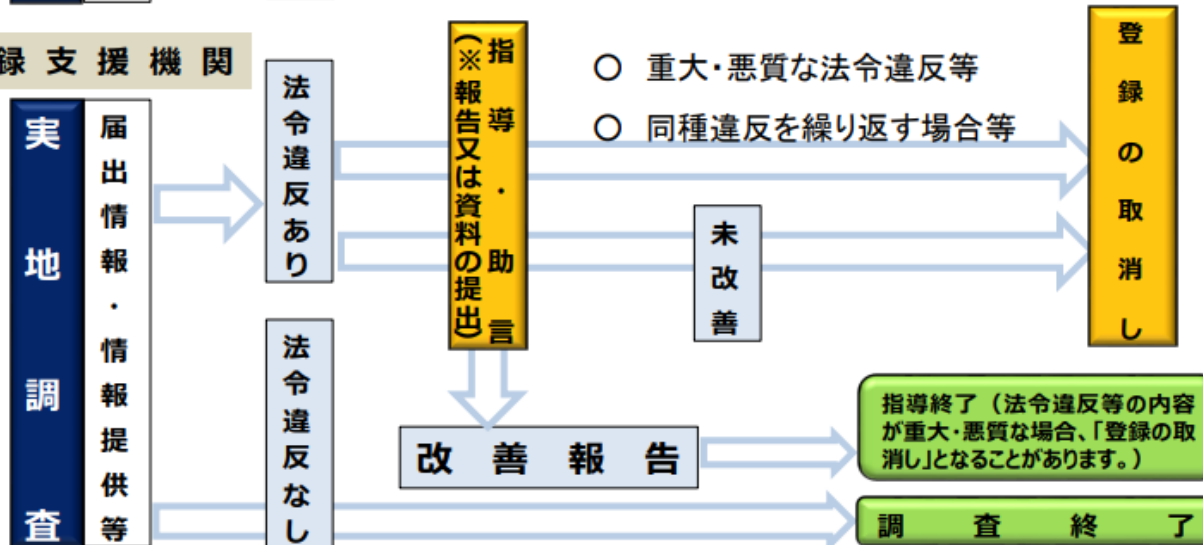
# (参考) 特定技能制度における行政処分等

## 特定技能制度における行政処分等について

### 特定技能所属機関



### 登録支援機関



関係法令等	
指導・助言	入管法第19条の19
報告徴収・立入検査	入管法第19条の20 ※必要に応じて実施
改善命令	入管法第19条の21
欠格事由 (該当)	特定技能基準省令において定める受入れの基準(を満たしていない)
指導・助言	入管法第19条の31
報告又は資料の提出	入管法第19条の34 ※必要に応じて実施
登録の取消し	入管法第19条の32 (取消事由) ・登録拒否事由に該当 ・委託を受けた支援等を実施していない ・支援に必要な体制を有していない等

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- **工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象**

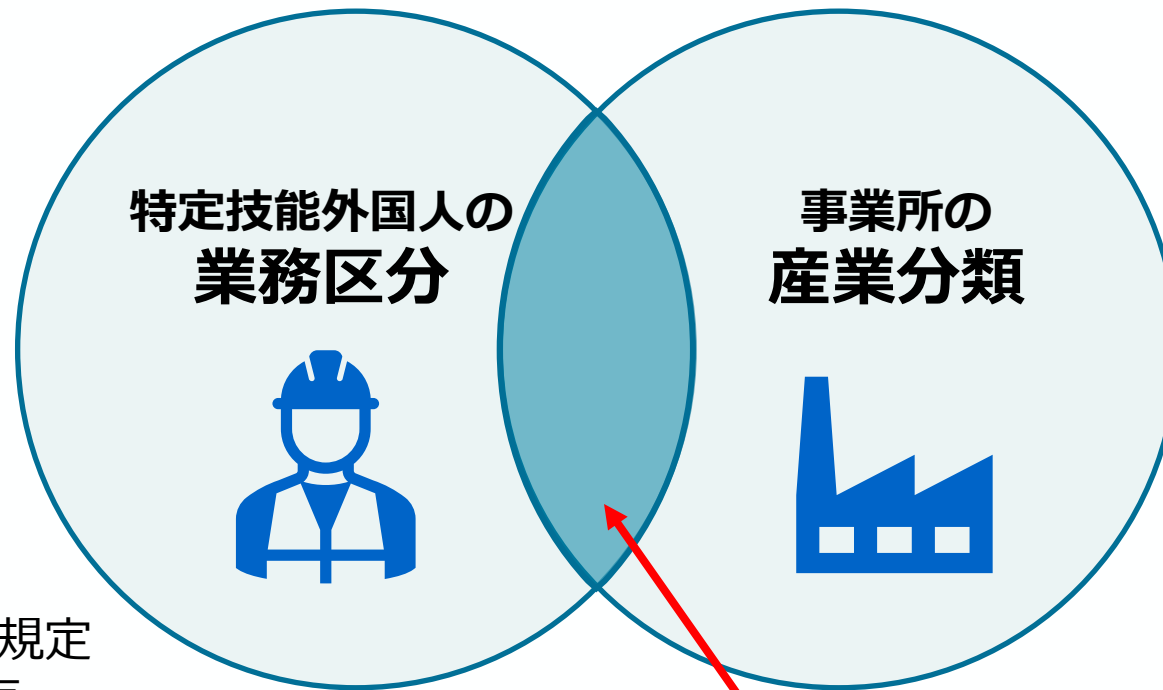
## 2. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能 1 号評価試験の概要
- 特定技能 2 号評価試験の概要

# 工業製品製造業分野での特定技能制度の受入れ対象の考え方

- 工業製品製造業分野の特定技能外国人の受入れにあたっては
  - ① 外国人の業務が受入れ対象の業務区分に該当しているか、
  - ② 外国人が活動する事業所が受入れ可能な日本標準産業分類に該当しているか、の両面から判断する。

## 工業製品製造業分野での特定技能制度の受入れ対象の考え方



分野別運用方針等で規定  
※2026年4月時点  
1号17区分、2号3区分

告示で規定  
※2026年4月時点  
1号49分類、2号19分類

**受入れ対象**

# 工業製品製造業分野で外国人が従事する業務区分



- 現在、工業製品製造業分野で**特定技能外国人が従事できる業務区分**は、以下のとおり。  
 なお、**2号特定技能外国人は、①機械金属加工 ②電気電子機器組立て ③金属表面処理**に限る。

(2026年4月現在)

業務区分		従事する業務	1号	2号
1	機械金属加工	鋳鉄鋳物製造、非鉄金属鋳物製造、ハンマ型鍛造、プレス型鍛造、ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト、普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、機械系保全、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装、手溶接、半自動溶接、工業包装、全体熱処理、表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）、部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）、手積み積層成形、電子機器組立て、ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造、アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工）、アルミニウム圧延・押出製品製造（仕上げ）、フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）	●	●
2	電気電子機器組立て	普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、プリント配線板設計、プリント配線板製造、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、工業包装、手積み積層成形、ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造、フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）	●	●
3	金属表面処理	めっき、アルミニウム陽極酸化処理、パフ研磨	●	●
4	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造	●	
5	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	●	
6	RPF製造	RPF製造	●	
7	陶磁器製品製造	機械ろくろ成形、圧力鑄込み成形、パッド印刷、排泥鑄込み成形、タイル成形、衛生陶器成形	●	
8	印刷・製本	オフセット印刷、製本、グラビア印刷	●	
9	繊維製品製造	糸浸染、織物・ニット浸染、靴下製造、丸編みニット製造、織布運転（準備工程）、織布運転（製織工程）、織布運転（仕上工程）、たて編ニット生地製造、紡績運転（前紡工程）、紡績運転（精紡工程）、紡績運転（巻糸工程）、紡績運転（合ねん糸工程）、織じゅうたん製造、タフテッドカーペット製造、ニードルパンチカーペット製造、製網、染色（捺染）	●	
10	縫製	婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作、帆布製品製造、ワイシャツ製造、下着類製造、自動車シート縫製、タオル製造、カーテン縫製	●	

# 工業製品製造業分野で外国人が従事する業務区分



- 現在、工業製品製造業分野で**特定技能外国人が従事できる業務区分**は、以下のとおり。  
 なお、**2号特定技能外国人は、①機械金属加工 ②電気電子機器組立て ③金属表面処理**に限る。

(2026年4月現在)

業務区分		従事する業務	1号	2号
11	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造	●	
12	プレハブ住宅製品製造	大工工事、タイル張り、普通旋盤、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、建築塗装、金属塗装、噴霧塗装、手溶接、半自動溶接、コンクリート製品製造	●	
13	家具製造	金属プレス、機械板金、家具手加工、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、金属塗装、噴霧塗装、工業包装、手溶接、半自動溶接、家具組立て、マットレス製造、家具シート縫製	●	
14	定形・不定形耐火物製造	定形耐火物製造、不定形耐火物製造	●	
15	生コンクリート製造	生コンクリート製造	●	
16	ゴム製品製造	成形加工、押出し加工、混練り圧延加工、複合積層加工	●	
17	かばん製造	かばん製造	●	

※2026年1月閣議決定により業務区分が追加（電線・ケーブル製造、プレハブ住宅製品製造、家具製造、定形・不定形耐火物製造、生コンクリート製造、ゴム製品製造、かばん製造の7区分が追加）。

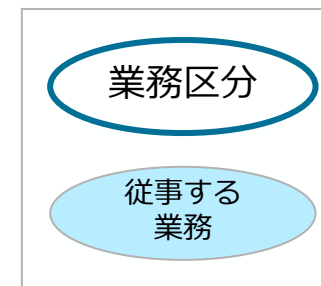
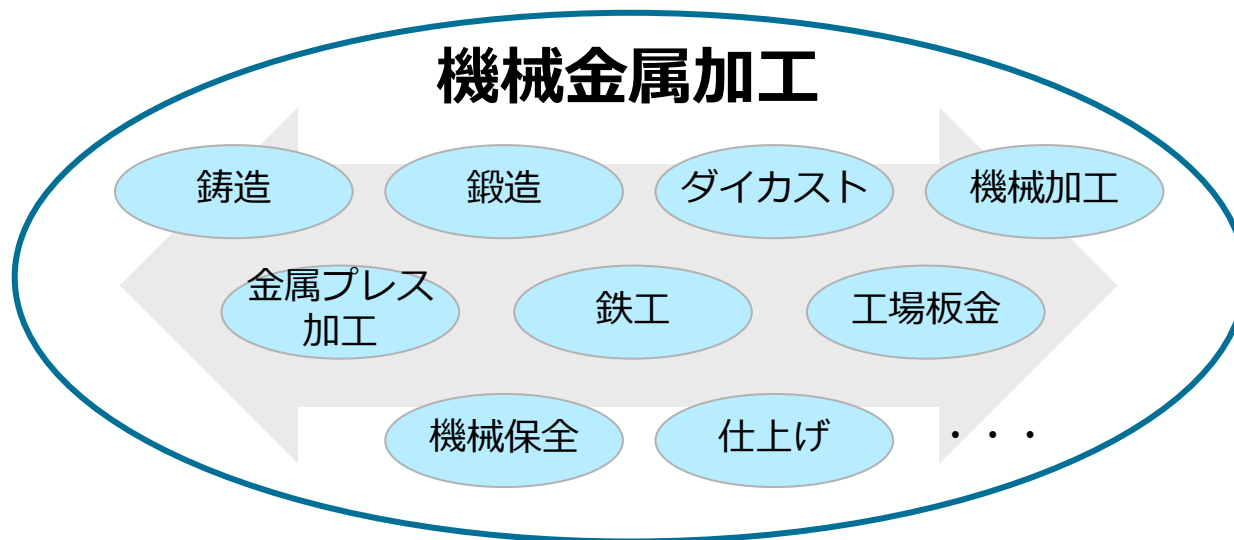
追加部分に関しては、経産省告示が施行され、特定技能評価試験が実施された段階で、地方出入国在留管理官署への在留諸申請が可能となる（ただし、業務区分に対応する技能実習2号を良好に修了した者については、告示が施行された段階を想定）。

# 工業製品製造業分野で外国人が従事する業務区分



- 業務区分には、「従事する業務」が設定されており、特定技能外国人は当該範囲で業務に従事が可能。
- また、当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

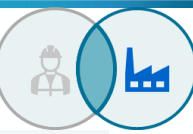
## <外国人が従事できる業務のイメージ>



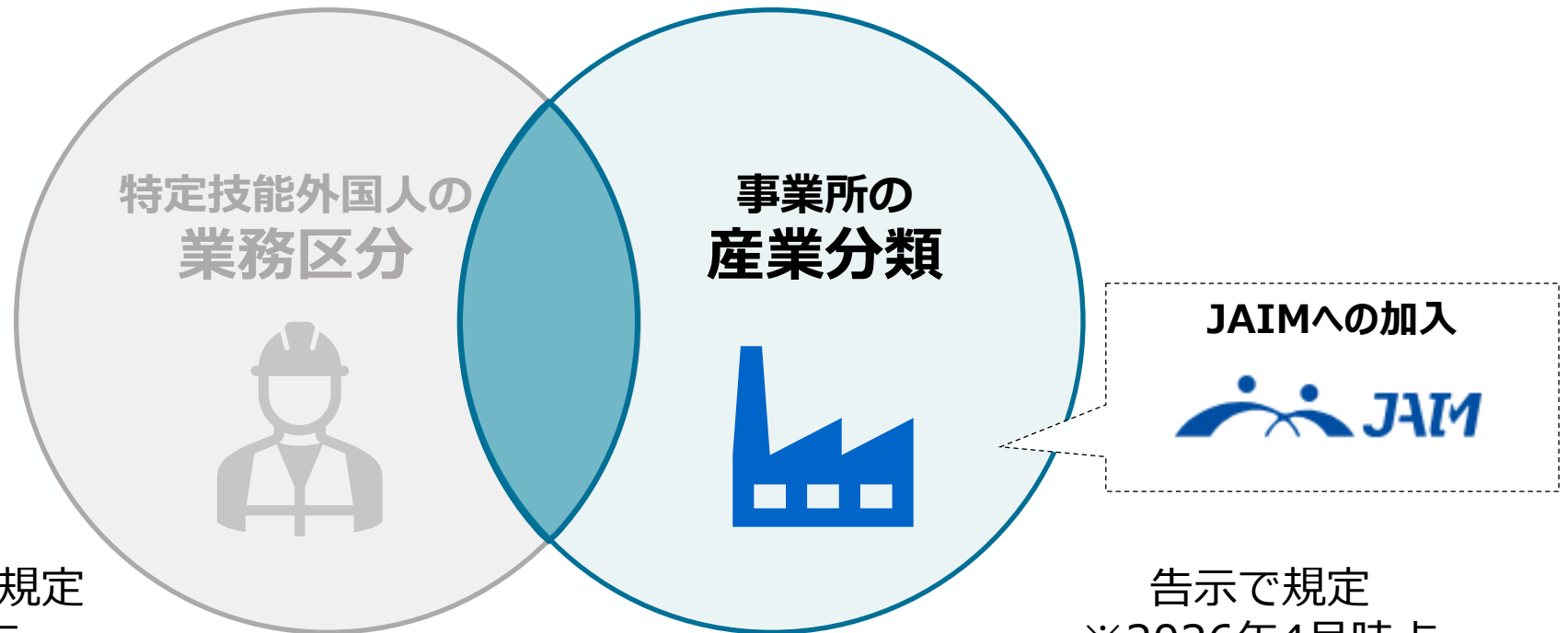
## 関連業務

※当該業務に従事する日本人が通常従事することになる関連業務  
例：原材料・部品の調達、搬送作業、各業務の前後工程作業、  
クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等

# 工業製品製造業分野で対象となる産業分類



- **工業製品製造業分野では、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお、人手不足が深刻化している産業を対象に設定。**対象の日本標準産業分類は、**1号特定技能外国人を受入れ可能な事業所は76分類、2号特定技能外国人を受入れ可能な事業所は46分類**とする予定。（2026年4月時点では1号49分類、2号19分類）
- 受入れを希望する事業所は、**事業所ごとにJAIMEへの加入申請**を行い、JAIME加入後、在留諸申請に際して自身の事業所名が記載された**名簿**を**地方出入国在留管理官署に提出する必要がある**。  
※名簿はJAIMEのHPにおいて公表



分野別運用方針等で規定  
※2026年4月時点  
1号17区分、2号3区分

告示で規定  
※2026年4月時点  
1号49分類、2号19分類

# (参考) JAIMEの役割、協議会との関係性

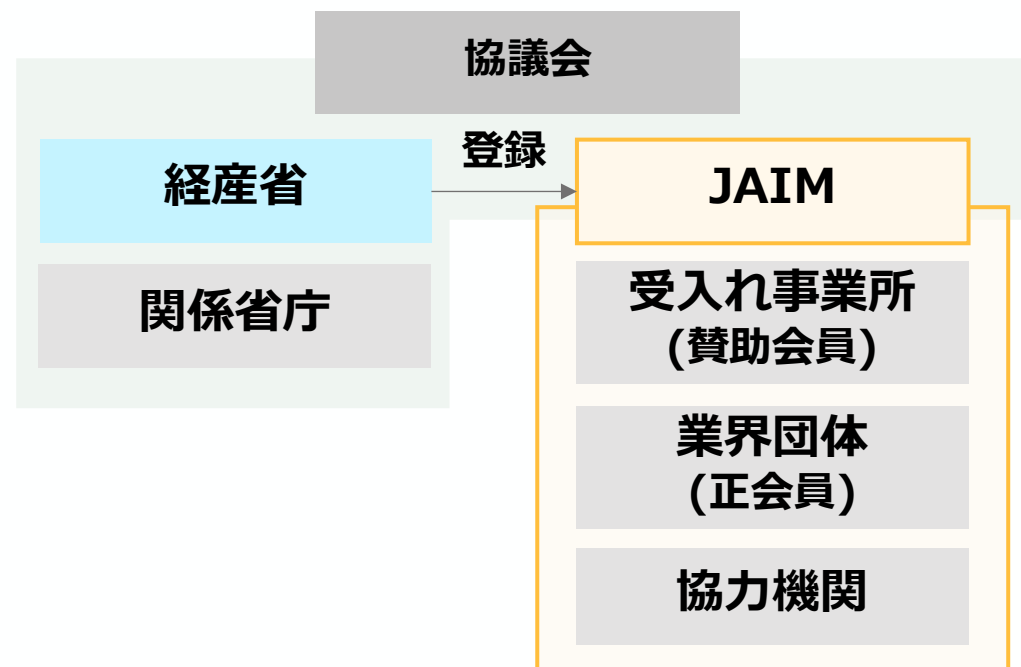


- 一般社団法人工業製品製造技能人材機構 (JAIME) は、2025年6月25日に経産省告示第4条の経済産業大臣登録を受けた民間団体。
- 2025年7月以降は、協議会がルールづくりを主に実施し、JAIMEが受入れ事業所の管理、支援、技能試験の運営等を行っている。受入れ事業所はJAIMEに加入し、JAIMEが代表して協議会に加入している。

## JAIMEの役割

制度に関わる大きなルール作り	協議会
受入れ事業所の管理 (受入れ事業所の加入審査、制度周知等)	JAIME
受入れ事業所への支援 特定技能評価試験の運営等	JAIME

## JAIMEと協議会の関係



# 工業製品製造業分野で対象となる産業分類（特定技能1号） 1 / 2

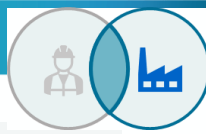


- **1号**特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、以下の通り。
- 赤字箇所を受入れについては、経産省告示が施行された段階で受入れが可能になる。

分類コード	項目名
11	繊維工業
1221	造作材製造業（建具を除く）
1224	建築用木製組立材料製造業
131	家具製造業
1391	事務所用・店舗用装備品製造業
1393	鏡縁・額縁製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
141	パルプ製造業
1421	洋紙製造業
1422	板紙製造業
1423	機械すき和紙製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
1432	段ボール製造業
144	紙製品製造業
145	紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
206	かばん製造業

分類コード	項目名
2122	生コンクリート製造業
2123	コンクリート製品製造業
2129	その他のセメント製品製造業
2141	衛生陶器製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143	陶磁器製置物製造業
2146	陶磁器製タイル製造業
2151	耐火れんが製造業
2152	不定形耐火物製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素型材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
235	非鉄金属素型材製造業

# 工業製品製造業分野で対象となる産業分類（特定技能1号） 2 / 2



- 1号特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、以下の通り。
- 赤字箇所の受入れについては、経産省告示が施行された段階で受入れが可能になる。

分類コード	項目名
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2432	ガス機器・石油機器製造業
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
245	金属素形材製品製造業
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
2471	くぎ製造業
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
25	はん用機械器具製造業（2591消火器具・消火装置製造業を除く。）

分類コード	項目名
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
311	自動車・同附属品製造業
314	航空機・同附属品製造業
3253	運動用具製造業
3293	パレット製造業
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。）
484	こん包業

# 工業製品製造業分野で対象となる産業分類（特定技能2号）



- **2号特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、19分類から46分類に拡大予定。**
- 赤字箇所の受入れについては、経産省告示が施行された段階で受入れが可能になる。

分類コード	項目名
18	プラスチック製品製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素形材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
235	非鉄金属素形材製造業
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2432	ガス機器・石油機器製造業
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
245	金属素形材製品製造業

分類コード	項目名
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
2471	くぎ製造業
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
25	はん用機械器具製造業（2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
311	自動車・同附属品製造業
314	航空機・同附属品製造業
3253	運動用具製造業
3293	パレット製造業
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業に限る。）
484	こん包業

# (参考) 事業所の工業製品製造業分野への該当の判断基準



- 特定技能外国人を受け入れようとする事業所が対象となる産業を行っているとは、特定技能外国人が事業場において、直近1年間で、対象となる産業について製造品出荷額等が発生していることを指す。

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－工業製品製造業分野の基準について－」  
(令和7年5月26日一部改正) (抜粋)

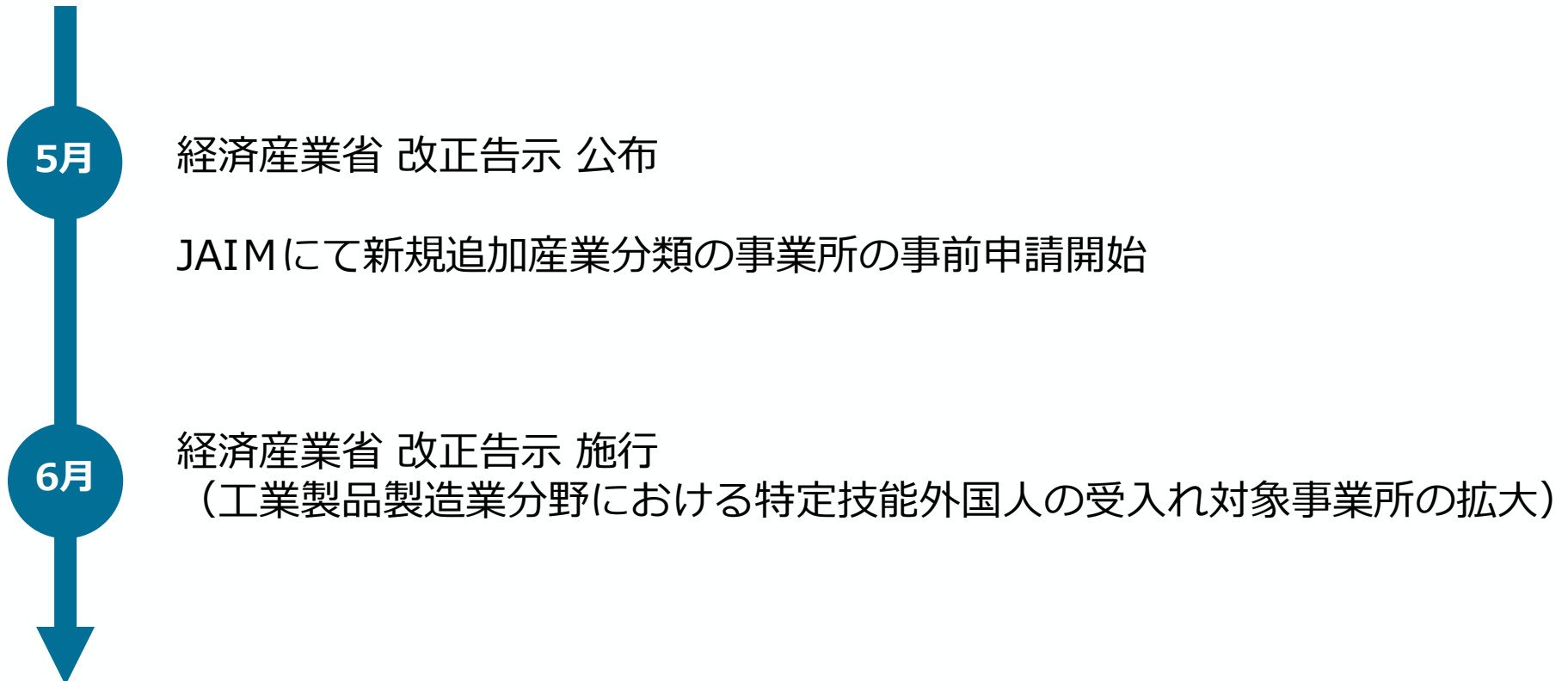
製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む)を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
  - ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く)
- ② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

## (参考) 今後のスケジュール

- 2026年1月23日に閣議決定した「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針」に基づき、2026年5月に経済産業省の改正告示を公布予定。
- 2026年6月に改正告示を施行し、1月の閣議決定に伴う特定技能外国人の受入れ対象事業所を拡大する。

### <閣議決定後の予定>



# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

## 2. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能1号評価試験の概要
- 特定技能2号評価試験の概要

# 在留資格「特定技能」の取得に必要な試験について

- 1号特定技能外国人として、工業製品製造業分野の業務に従事するためには、**①各業務区分の製造分野特定技能1号評価試験及び日本語試験に合格すること**、又は、**②業務区分に対応する技能実習2号を良好に修了する必要がある。**
- 2号特定技能外国人として、工業製品製造業分野の業務に従事するためには、**日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験**を証明した上で、**①各業務区分の製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級に合格するか**、**②業務区分に対応する技能検定1級に合格することが必要。**

	試験ルート	備考
特定技能1号	<p>■製造分野特定技能1号評価試験ルート</p> <p>以下、①②に合格すること。</p> <p>①製造分野特定技能1号評価試験</p> <p>②日本語試験（以下いずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国際交流基金日本語基礎テスト（A2. 2相当以上）</li> <li>- 日本語能力試験（N4以上）</li> </ul>	<p>業務区分に対応する技能実習2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除。</p>
特定技能2号	<p>■製造分野特定技能2号評価試験ルート</p> <p>以下、①②に合格し、③を満たすこと。</p> <p>①ビジネス・キャリア検定3級</p> <p>②製造分野特定技能2号評価試験</p> <p>③日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験</p>	<p>ビジネス・キャリア検定は、以下いずれかの区分の合格が必要。</p> <p>&lt;ビジネス・キャリア検定3級&gt;</p> <p>生産管理プランニング、生産管理オペレーション</p>
	<p>■技能検定ルート</p> <p>以下、①に合格し、②を満たすこと。</p> <p>①技能検定1級</p> <p>②日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験</p>	<p>技能検定1級は、業務区分に対応する以下いずれかの職種名の試験の合格が必要。</p> <p>&lt;技能検定1級&gt;</p> <p>鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装、金属熱処理</p>

# 製造分野特定技能評価試験の試験実施機関

- 製造分野特定技能評価試験は、(一社) 工業製品製造技能人材機構 (JAIM) が試験実施機関となり、試験運営（試験問題の作問、試験の実施・運営等）を行う。

試験  
実施  
機関



JAIM 製造業分野技能評価試験ページ：  
[https://www.jaim-skill.or.jp/exam/?stt\\_lang=ja](https://www.jaim-skill.or.jp/exam/?stt_lang=ja)

役割

- 製造業分野特定技能評価試験の試験問題の作問  
（1号:17区分、2号:3区分）
- 試験の実施・運営  
（会場手配、合否通知等）
- 合格等試験結果を証明する書類の発行 等

# 合格等試験結果を証明する書類の発行(1号・2号共通)

- 製造分野特定技能評価試験の合格者が、地方出入国在留管理官署に製造業分野の特定技能に係る在留諸申請を行う際の必要書類について、2026年度からは製造分野特定技能評価試験の合格を証明する書類として、当該試験の「結果通知書」の提出も認められることになる。
- 2026年度以降は原則として「合格証明書」の発行を行わないため、受験年度によって提出する書類が異なることに注意いただきたい（以下の表参照）。

受験年度	2023年度（令和5年度）以前	2024年度・2025年度（令和6年度・令和7年度）	2026年度（令和8年度）以降
製造分野特定技能評価試験の合格を証明する書類	合格証明書	合格証明書 又は 結果通知書	結果通知書
上記の書類の取得方法	JAIMから無償発行	<p>&lt;合格証明書&gt; 2026年度以降は、合格証明書の発行無</p> <p>&lt;結果通知書&gt; プロメトリックのマイページから取得</p>	プロメトリックのマイページから取得

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

## 2. 製造分野特定技能評価試験について

- **特定技能 1号評価試験の概要**
- 特定技能 2号評価試験の概要

# 特定技能1号評価試験：実施概要①

- 製造分野特定技能1号評価試験の実施概要は、以下のとおり。
- 最新情報は試験実施機関であるJAIMのホームページを参照。

試験区分	■ 全17区分（特定技能1号の対象である業務区分ごとに試験実施）
試験場所・試験日程 （※過去実績）	■ プロメトリック株式会社より提供テストセンター（国内:全国各地 / 海外:インド・インドネシア・フィリピン・ミャンマー・ベトナム） ■ 7月、11月、2月頃に1週間程度
試験時間	■ 学科試験：40分 / 実技試験：40分（合計80分）
実施方式	■ CBT（コンピューター・ベースド・テスト）方式（学科、実技）
言語	■ 日本語
試験水準	■ 特定技能1号の試験免除となる技能実習2号修了者が受験する技能検定3級試験程度を基準とする
合否の基準	■ 学科試験：正答率65%以上 / 実技試験：正答率60%以上
受験資格	■ 原則、試験日当日において満17歳以上（※）の外国人とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者 （※）インドネシア国籍の場合は、試験日当日において、満18歳以上
受験料	■ 受験料：8,000円（全業務区分共通）
合否の通知方法	■ 受験日の翌日から5営業日以内に、プロメトリックの予約サイトにログインし確認
合格を証明する書類	■ プロメトリックのマイページから「結果通知書（※）」を取得 （※）2026年度からは、製造分野特定技能評価試験の合格を証明する書類として、特定技能に係る在留諸申請を行う際に当該試験の「結果通知書」が認められる。これに伴い、2026年度以降は原則として「合格証明書」の発行は行われぬ。

# 特定技能 1号評価試験：日本語試験について

- 日本語試験については、以下より、別途受験が必要。
- ただし、技能実習 2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除。

<b>日本語水準</b>	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力
<b>試験 (右記いずれか)</b>	<p>① 国際交流基金 日本語基礎テストの合格 * 日本語基礎テストホームページ：<a href="https://www.jpff.go.jp/jft-basic/index.html">https://www.jpff.go.jp/jft-basic/index.html</a></p> <p>② 日本語能力試験 N4以上の取得 * 日本語能力試験ホームページ：<a href="https://www.jlpt.jp/">https://www.jlpt.jp/</a></p> <p>※上記以外の日本語能力を測る試験に合格していても、特定技能外国人制度が求める日本語能力の証明には利用できません。</p>
<b>免除される場合</b>	製造業分野やそれ以外の職種・作業で、技能実習2号を良好に修了している場合、日本語試験は免除

# (参考) 技能実習 2号移行対象職種と特定技能 1号における分野(業務区分) との関係

## 3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
さく井	パーカッション式さく井工事	建設(土木)			
	ロータリー式さく井工事				
建築板金	ダクト板金	建設(建築)	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)
	内外装板金				
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	建設(ライフライン・設備)			
建具製作	木製建具手加工	建設(建築)	造船・船用工業(造船)		
建築大工	大工工事	建設(建築)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		
型枠施工	型枠工事	建設(土木)	建設(建築)		
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(土木)	建設(建築)		
とび	とび	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	
石材施工	石材加工	建設(建築)			
	石張り				
タイル張り	タイル張り	建設(建築)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		
かわらぶき	かわらぶき	建設(建築)			
左官	左官	建設(建築)	造船・船用工業(造船)		
配管	建築配管	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)
	プラント配管				
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)		造船・船用工業(船用機械)
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事	建設(建築)			
	カーペット系床仕上げ工事				
	鋼製下地工事				
	ボード仕上げ工事				
カーテン工事	造船・船用工業(造船)				
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設(建築)			
防水施工	シーリング防水工事	建設(建築)			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(土木)	建設(建築)		
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	建設(土木)			
表装	壁装	建設(建築)			
建設機械施工	押土・整地	建設(土木)			
	積込み				
	掘削				
	締固め				
築炉	築炉	建設(建築)			

## 5 繊維・衣服関係(14職種23作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	工業製品製造業(紡織製品製造)
	精紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	工業製品製造業(紡織製品製造)
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	工業製品製造業(紡織製品製造)
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	工業製品製造業(縫製)
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	工業製品製造業(紡織製品製造)
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服縫製	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	工業製品製造業(縫製)
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	工業製品製造業(縫製)
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	
タオル製造	タオル縫製	

# (参考) 技能実習 2号移行対象職種と特定技能 1号における分野(業務区分)との関係

6 機械・金属関係(17職種34作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)						
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	工業製品製造業(機械金属加工)			造船・船用工業(船用機械)			
	非鉄金属鋳物鋳造							
鍛造	ハンマ型鍛造	工業製品製造業(機械金属加工)						
	プレス型鍛造							
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	工業製品製造業(機械金属加工)						
	コールドチャンパダイカスト							
機械加工	普通旋盤	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(電気電子機器組立て)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)	
	フライス盤							
	数値制御旋盤							
	マシニングセンタ							
金属プレス加工	金属プレス	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	工業製品製造業(家具製造)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)	
鉄工	構造物鉄工	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)
工場板金	機械板金	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	工業製品製造業(家具製造)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	
めっき	電気めっき	工業製品製造業(金属表面処理)						
	溶融亜鉛めっき							
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	工業製品製造業(金属表面処理)						
仕上げ	治工具仕上げ	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)	
	金型仕上げ							
	機械組立仕上げ							
機械検査	機械検査	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)
機械保全	機械系保全	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)
電子機器組立て	電子機器組立て	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)
電気機器組立て	回転電機組立て	工業製品製造業(機械金属加工)			工業製品製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)
	変圧器組立て							
	配電盤・制御盤組立て							
	開閉制御器具組立て							
プリント配線板製造	回転電機巻線製作							
	プリント配線板設計	工業製品製造業(電気電子機器組立て)			造船・船用工業(船用電気電子機器)			
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工	工業製品製造業(機械金属加工)						
	仕上げ							
金属熱処理業	全体熱処理	工業製品製造業(機械金属加工)						
	表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)							
	部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)							

# (参考) 技能実習 2号移行対象職種と特定技能 1号における分野(業務区分)との関係

7 その他(21職種39作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)								
家具製作	家具手加工	造船・船用工業(造船)				工業製品製造業(家具製造)				
印刷	オフセット印刷	工業製品製造業(印刷・製本)								
	グラビア印刷	工業製品製造業(印刷・製本)								
製本	製本	工業製品製造業(印刷・製本)								
プラスチック成形	圧縮成形					工業製品製造業(電気電子機器組立て)		工業製品製造業(家具製造)		
	射出成形	工業製品製造業(機械金属加工)								
	インフレーション成形									
	ブロー成形									
強化プラスチック成形	手積み積層成形	造船・船用工業(船用機械)				工業製品製造業(機械金属加工)		工業製品製造業(電気電子機器組立て)		
塗装	建築塗装					工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		建設(土木)	建設(建築)	
	金属塗装	工業製品製造業(機械金属加工)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		工業製品製造業(家具製造)	鉄道(車両製造)		
	鋼橋塗装					建設(土木)		建設(建築)		
	噴霧塗装					工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)		工業製品製造業(家具製造)	鉄道(車両製造)	
溶接	子溶接	工業製品製造業(機械金属加工)	工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)	工業製品製造業(家具製造)	建設(土木)	建設(建築)	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)
	半自動溶接									
工業包装	工業包装	工業製品製造業(機械金属加工)				工業製品製造業(電気電子機器組立て)		工業製品製造業(家具製造)		
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き									
	印刷箱製箱	工業製品製造業(紙器・段ボール箱製造)								
	貼箱製造									
	段ボール箱製造									
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形									
	圧力鑄込み成形	工業製品製造業(陶磁器製品製造)								
	バッド印刷									
自動車整備	自動車整備	自動車整備(自動車整備・車体整備)								
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング								
介護	介護	介護								
クリーニング	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ								
	一般家庭用クリーニング									
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	工業製品製造業(コンクリート製品製造)				工業製品製造業(プレハブ住宅製品製造)				
宿泊	接客・衛生管理	宿泊								
RPF製造	RPF製造	工業製品製造業(RPF製造)								
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	鉄道(軌道整備)								
ゴム製品製造	成形加工									
	押し出し加工	工業製品製造業(ゴム製品製造)								
	混練り圧延加工									
	複合積層加工									
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	鉄道(車両整備)								
	空気装置検修・解ぎ装									
木材加工	機械製材	木材産業								

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

## 2. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能1号評価試験の概要
- **特定技能2号評価試験の概要**

# 特定技能 2号評価試験：実施概要①

- 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要は、以下のとおり。
- 最新情報は試験実施機関であるJAIMのホームページを参照。

試験区分	■ 全3区分（特定技能2号の対象である業務区分ごとに試験実施）
試験場所・試験日程 （※過去実績）	■ プロメトリック株式会社より提供テストセンター（国内:全国各地） ■ 7月、11月、2月頃
試験時間	■ 実技試験のみ80分 ※学科試験はビジネス・キャリア検定3級で代替
実施方式	■ CBT（コンピューター・ベースド・テスト）方式
言語	■ 日本語
試験水準	■ 2号特定技能外国人が現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要することを踏まえ、技能検定1級試験程度を基準とする
合否の基準	■ 正答率 60% 以上
受験資格	■ 原則、試験日当日において、満17歳以上（※）の外国人とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者 （※）インドネシア国籍の場合は、試験日当日において、満18歳以上 ■ 試験の前日までに日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有する者（※） （※）「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること」を証明する「実務経験証明書」の提出が必要
受験料	■ 受験料：15,000円（全業務区分共通）
合否の通知方法	■ 受験日の翌日から5営業日以内に、プロメトリックの予約サイトにログインし確認
合格を証明する書類	■ プロメトリックのマイページから「結果通知書（※）」を取得 （※）2026年度からは、製造分野特定技能評価試験の合格を証明する書類として、特定技能に係る在留諸申請を行う際に当該試験の「結果通知書」が認められる。これに伴い、2026年度以降は原則として「合格証明書」の発行は行われない。

# 特定技能2号評価試験：実務経験証明書の受験資格確認番号の取得申請

- 製造分野特定技能2号評価試験の受験希望者は、ポータルサイトの専用フォームから「実務経験証明書」を提出の上、事務局より発行された申請者固有の「受験資格確認番号」を、受験申込時に入力する必要がある。

\* 実務経験証明書について：[https://www.jaim-skill.or.jp/exam/certificate/?stt\\_lang=ja](https://www.jaim-skill.or.jp/exam/certificate/?stt_lang=ja)

## 【製造業事業者の方へのお願い】

退職者も含め、特定技能外国人として雇用していた場合、経済産業省の告示（上乘せ基準告示）にて、本人からの求めに応じて、実務経験証明書の作成について定められた条文がありますので、ご対応をお願いいたします。

分野参考様式第3-2号  
工業製品製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏名	TOKUTEI TARO
生年月日	XXXX 年 XX 月 XX 日
国籍・地域	○○○

2 実務経験

(1) 業務内容  
日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務

(2) 就業期間・就業場所

1	就業期間：2019年4月1日～2023年3月31日 ・企業名：株式会社 ME11 ・本社の住所：東京都千代田区豊洲100 ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所： ・本社との関係：□事業所 □子会社・関連会社 □その他（ ）
2	就業期間：2023年4月1日～ <b>経験中</b> ・企業名：株式会社 経済産業省 ・本社の住所：東京都千代田区豊洲1-3-1 ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所： ・本社との関係：□事業所 □子会社・関連会社 □その他（ ）

就業期間合計：5年7カ月

※必要に応じて行を追加すること。  
※上記(1)の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに分けて記載すること。  
※「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登記している本店又は主たる事務所等がある企業をいう。  
※「製造業の現場における実務」とは日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類が製造業（ただし、「中分類09-食品製造業」及び「中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指す。

作成日 2024年11月XX日

事業者 株式会社 経済産業省  
氏名又は名称 経済 豊洲  
住所 東京都千代田区豊洲1-3-1  
連絡先 03-1234-5678  
作成責任者(署名) 経済 長男

※複数事業所での実務経験がある場合には、申請時点で所属する事業者にて、合計就業期間が3年を満たしていることを確認のうえ、本申請書に署名をすること。  
※証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。

実務経験証明書サンプル

# 特定技能 2号評価試験：内容等

- 実際の作業工程や材料に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験。
- 試験関連の資料はJAIMのホームページに公開。

\* JAIMホームページ（試験関連資料ページ）：[https://www.jaim-skill.or.jp/exam/materials/?stt\\_lang=ja](https://www.jaim-skill.or.jp/exam/materials/?stt_lang=ja)

## <過年度の試験問題（機械金属加工区分の例）>

**2024年度 試験問題**

せいぞうぶんやとくていぎのう ごうひょうかしけん  
**製造分野特定技能2号評価試験**

じつぎしけん  
**実技試験**

きかいきんぞくかこうくぶん  
**機械金属加工区分**

---

1. 試験時間 80分

2. 問題数 30問

3. 合格基準 60%の正解（30問中18問以上の正解）

※ 実際の試験は、コンピューター・ベースド・テスト方式（CBT）方式<sup>(注)</sup>で実施されます。

(注) テストセンターでコンピューターを使用して出題、解答するもので、受験者は、プースでコンピューターの画面に表示される問題をもとに、画面上で解答します。

問題2 下のような状況で行われる作業の安全性について考える。下の表の空欄①～④に入る語句の正しい組み合わせを、選択肢A～Dの中から一つ選びなさい。

<作業の状況>

電動ローラコンベアの駆動チェーンに挟まった異物を取り除いている。このコンベアの修理作業は月に一度くらいある。

危険だと考えられる状況	危険だと考える理由	危険回避の内容
床に物が無造作に置かれている	物につまづき ① する	作業前に周辺の ② を行ってから作業を開始する
③ で作業をしている	チェーンが手に当たり、 受傷する	④ を着用する

選択肢

	①	②	③	④
A.	転倒	整理・整頓	素手	皮手袋
B.	故障	点検	素手	エプロン
C.	転倒	点検	一人	防護マスク
D.	破損	立入禁止	一人	皮手袋

## その他の参考情報

- 特定技能 2 号の在留資格を取得するには、**製造分野特定技能 2 号評価試験及びビジネスキャリア検定 3 級**に合格するか、**技能検定 1 級**に合格することが必要。
- ビジネス・キャリア検定及び技能検定の試験情報は以下を参照。

\* ビジネス・キャリア検定（中央職業能力開発協会ホームページ）  
<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/business/>

\* 技能検定（中央職業能力開発協会ホームページ）  
<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/giken.html>

- 引き抜き防止について

特定技能制度は、業務区分の範囲内であれば企業間、業種間の転職が認められていますが、受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性があります。

こうした点を踏まえ、特定の企業または大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することは自粛いただきますようお願いいたします。

# 特定技能 2号評価試験等に不合格となった 1号特定技能外国人への 通算在留期間の特例措置について（1/2）

- 在留資格「特定技能 2号」については、通算在留期間に上限はないが、在留資格「特定技能 1号」については、通算在留期間が原則 5年以内となっている。
- 特定技能 2号評価試験等に不合格となった 1号特定技能外国人のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間、5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合に該当し、通算在留期間が 6年となる。

## 特定技能 2号評価試験等に不合格となった 1号特定技能外国人の要件の概要

「特定技能 2号」での受入れが認められている特定産業分野に係る特定技能 2号評価試験等に不合格となった 1号特定技能外国人のうち、以下の要件を満たしている者が対象。

- (1) 分野別運用方針に定める「特定技能 2号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の 8割以上の得点を取得していること（次頁に試験名を記載）
- (2) 申請人が以下の事項を誓約していること
  - ・ 合格基準点の 8割以上の得点を取得した特定技能 2号評価試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験すること
  - ・ 特定技能 2号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能 2号」の在留資格変更許可申請を行うこと
  - ・ 特定技能 2号評価試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国すること
- (3) 特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること
  - ・ 当該 1号特定技能外国人を引き続き雇用する意思があること
  - ・ 特定技能 2号評価試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有すること

# 特定技能 2号評価試験等に不合格となった 1号特定技能外国人への 通算在留期間の特例措置について (2/2)

- 「(1) 分野別運用方針に定める「特定技能 2号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること」について、工業製品製造業分野で対象となる「特定技能 2号評価試験等」は以下。

在留資格 「特定技能 2号」の 特定産業分野	分野別運用方針に定めている「特定技能 2号」の技能水準として必要な試験・検定		
	(1) 製造分野特定技能 2号評価試験ルート又は(2) 技能検定ルートのいずれかの試験・検定について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること		
	(1) 製造分野特定技能 2号評価試験ルート 以下の全ての試験・検定		(2) 技能検定ルート 以下の検定
工業製品製造業分野	製造分野特定技能 2号評価試験 ・機械金属加工区分 ・電気電子機器組立て区分 ・金属表面処理区分	ビジネス・キャリア検定 3級 ・生産管理プランニング ・生産管理オペレーション	技能検定 1級
	<a href="#">試験結果通知書サンプル</a> ※受験日が2025年11月3日以前のものについては、再発行されたものが対象。発行方法については、「製造分野特定技能評価試験」のホームページを御確認ください。	<a href="#">試験結果通知書サンプル</a> ※「1号特定技能外国人」と記載されているものが対象。発行方法については、「ビジネス・キャリア検定」のホームページを御確認ください。	<a href="#">試験結果通知書サンプル (機械保全)</a> ※「1号特定技能外国人」と記載されているものが対象。発行方法については、「機械保全技能検定」のホームページを御確認ください。  ※機械保全以外は現在検討中

**Fin**